

人事院公示第 1 1 号

人事院は、国家公務員災害補償法（昭和 2 6 年法律第 1 9 1 号）第 4 条の 2 第 1 項及び人事院規則 1 6—0（職員の災害補償）第 1 7 条の規定に基づき、平成 2 年人事院公示第 8 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 3 月 3 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよ
うに改める。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
期間の区分	率（単位％）	期間の区分	率（単位％）
昭和 6 0 年 6 月 3 0 日以前	<u>1 5 8</u> （補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受けていた	昭和 6 0 年 6 月 3 0 日以前	<u>1 5 3</u> （補償事由発生日又は事故発生日において、国の経営する企業に勤務していた職員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 2 5 年法律第 9 5 号）の適用を受けていた

	職 員 を 除 く。) に係る 補償について は、 <u>150</u>)
昭和60年7 月1日から昭 和61年3月 31日まで	<u>150</u>
昭和61年4 月1日から昭 和62年3月 31日まで	<u>146</u>
昭和62年4 月1日から昭 和63年3月 31日まで	<u>144</u>
昭和63年4 月1日から平 成元年3月3 1日まで	<u>140</u>
平成元年4月 1日から平成 2年3月31 日まで	<u>136</u>
平成2年4月 1日から平成	<u>130</u>

	職 員 を 除 く。) に係る 補償について は、 <u>145</u>)
昭和60年7 月1日から昭 和61年3月 31日まで	<u>145</u>
昭和61年4 月1日から昭 和62年3月 31日まで	<u>141</u>
昭和62年4 月1日から昭 和63年3月 31日まで	<u>139</u>
昭和63年4 月1日から平 成元年3月3 1日まで	<u>135</u>
平成元年4月 1日から平成 2年3月31 日まで	<u>131</u>
平成2年4月 1日から平成	<u>126</u>

3年3月31日 日まで	
平成3年4月1日から平成4年3月31日 日まで	<u>126</u>
平成4年4月1日から平成5年3月31日 日まで	<u>121</u>
平成5年4月1日から平成6年3月31日 日まで	<u>118</u>
平成6年4月1日から平成7年3月31日 日まで	<u>116</u>
平成7年4月1日から平成8年3月31日 日まで	<u>114</u>
平成8年4月1日から平成9年3月31日 日まで	<u>112</u>

3年3月31日 日まで	
平成3年4月1日から平成4年3月31日 日まで	<u>121</u>
平成4年4月1日から平成5年3月31日 日まで	<u>117</u>
平成5年4月1日から平成6年3月31日 日まで	<u>114</u>
平成6年4月1日から平成7年3月31日 日まで	<u>112</u>
平成7年4月1日から平成8年3月31日 日まで	<u>110</u>
平成8年4月1日から平成9年3月31日 日まで	<u>108</u>

平成 9 年 4 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 1 0</u>
平成 1 0 年 4 月 1 日から平 成 1 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 8</u>
平成 1 1 年 4 月 1 日から平 成 1 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 6</u>
平成 1 2 年 4 月 1 日から平 成 1 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>
平成 1 3 年 4 月 1 日から平 成 1 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 5</u>
平成 1 4 年 4 月 1 日から平 成 1 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 7</u>
平成 1 5 年 4 月 1 日から平	<u>1 0 8</u>

平成 9 年 4 月 1 日から平成 1 0 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 6</u>
平成 1 0 年 4 月 1 日から平 成 1 1 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 4</u>
平成 1 1 年 4 月 1 日から平 成 1 2 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 2</u>
平成 1 2 年 4 月 1 日から平 成 1 3 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
平成 1 3 年 4 月 1 日から平 成 1 4 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 1</u>
平成 1 4 年 4 月 1 日から平 成 1 5 年 3 月 3 1 日まで	<u>1 0 3</u>
平成 1 5 年 4 月 1 日から平	<u>1 0 4</u>

成 1 6 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 1 6 年 4 月 1 日 から 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>
平成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 9</u>
平成 1 8 年 4 月 1 日 から 平 成 1 9 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 9</u>
平成 1 9 年 4 月 1 日 から 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>
平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平 成 2 1 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>
平成 2 1 年 4 月 1 日 から 平 成 2 2 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 9</u>

成 1 6 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 1 6 年 4 月 1 日 から 平 成 1 7 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 5</u>
平成 1 7 年 4 月 1 日 から 平 成 1 8 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 5</u>
平成 1 8 年 4 月 1 日 から 平 成 1 9 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 5</u>
平成 1 9 年 4 月 1 日 から 平 成 2 0 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 5</u>
平成 2 0 年 4 月 1 日 から 平 成 2 1 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 5</u>
平成 2 1 年 4 月 1 日 から 平 成 2 2 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 5</u>

平成 22 年 4 月 1 日から平 成 23 年 3 月 31 日まで	<u>109</u>
平成 23 年 4 月 1 日から平 成 24 年 3 月 31 日まで	<u>109</u>
平成 24 年 4 月 1 日から平 成 25 年 3 月 31 日まで	<u>109</u>
平成 25 年 4 月 1 日から平 成 26 年 3 月 31 日まで	<u>109</u>
平成 26 年 4 月 1 日から平 成 27 年 3 月 31 日まで	<u>109</u>
平成 27 年 4 月 1 日から平 成 28 年 3 月 31 日まで	<u>108</u>
平成 28 年 4 月 1 日から平	<u>108</u>

平成 22 年 4 月 1 日から平 成 23 年 3 月 31 日まで	<u>105</u>
平成 23 年 4 月 1 日から平 成 24 年 3 月 31 日まで	<u>105</u>
平成 24 年 4 月 1 日から平 成 25 年 3 月 31 日まで	<u>105</u>
平成 25 年 4 月 1 日から平 成 26 年 3 月 31 日まで	<u>105</u>
平成 26 年 4 月 1 日から平 成 27 年 3 月 31 日まで	<u>105</u>
平成 27 年 4 月 1 日から平 成 28 年 3 月 31 日まで	<u>105</u>
平成 28 年 4 月 1 日から平	<u>104</u>

成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 2 9 年 4 月 1 日 から 平 成 3 0 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>
平成 3 0 年 4 月 1 日 から 平 成 3 1 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>
平成 3 1 年 4 月 1 日 から 令 和 2 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>
令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>
令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>
令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 8</u>

成 2 9 年 3 月 3 1 日 まで	
平成 2 9 年 4 月 1 日 から 平 成 3 0 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 4</u>
平成 3 0 年 4 月 1 日 から 平 成 3 1 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 4</u>
平成 3 1 年 4 月 1 日 から 令 和 2 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 4</u>
令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 3 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 4</u>
令和 3 年 4 月 1 日 から 令和 4 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 4</u>
令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 3 1 日 まで	<u>1 0 4</u>

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	106	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	103
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで	104		

2 この決定による改正は、令和8年4月1日から効力を発生する。